

## ウクライナ情勢をめぐる宣言

去る2月24日、ロシアがウクライナへの侵攻を開始しました。既に、子どもたちを含む多数の犠牲者が出ており、心から哀悼の意を表します。

この侵攻は国連憲章及び国際法に違反する行為であり、兵庫県行政書士会神戸支部理事会は、ウクライナが速やかに平和を取り戻し、恒久平和を実現することを切望します。

日本行政書士会連合会は、会長声明として「日本政府による支援策に基づき、関係各所と連携し在留資格に関する手続や日本に滞在するためのサポート等に取り組む」旨表明しており、先般の法務大臣の会見では、避難のため日本に入国したウクライナの方々に対して、「特定活動」への在留資格変更を認める等の措置が発表されました。

私たち神戸支部理事会もこれらの声明、方針に賛同し、日本国政府、出入国在留管理庁、在外公館と連携して、戦禍に見舞われた全ての人々を支援することを宣言するとともに、行政書士の職責に照らし、在留資格などの諸手続を通じて全面的に支援してまいります。

令和4年3月31日

兵庫県行政書士会神戸支部理事会